

バルト海で相次ぐ海底ケーブルの切断と国際法

バルト海には複数の海底ケーブルが設置されているが、2024年11月17日にはリトアニアとスウェーデンを結ぶケーブル、同月18日にはフィンランドとドイツを結ぶケーブルが外部からの影響とみられる要因で切断された。これらケーブルの切断箇所はいずれもスウェーデンの排他的経済水域（EEZ）であり、スウェーデン検察当局は意図的な破壊工作の可能性があると捜査に乗り出した¹。スウェーデン当局によるとケーブルが切断された際に中国船が現場周辺に存在したとのことである。なお、この中国船は11月20日現在、デンマーク海峡北部に停泊しており、周辺にはデンマーク警備艇が停泊していると報道されている²。さらに、11月28日、スウェーデン政府は本件に関し、中国政府に対して正式な協力要請を行った³。

この中国船が海底ケーブルを切断したということは断定できていないが、仮に中国船が海底ケーブルを切断したならば、当該行為は国際法上どのように評価できるであろうか。

すべての国は、国連海洋法条約（UNCLOS）に基づき EEZ、大陸棚、公海におけるケーブル敷設の自由を享受する。一方、「自国を旗国とする船舶又は自国の管轄権に服する者が、故意又は過失により、電気通信を中断し又は妨害することとなるような方法で公海にある海底電線を損壊し、及び海底パイプライン又は海底高圧線を同様に損壊することが処罰すべき犯罪であることを定めるために必要な法令を制定する」（UNCLOS113条）と規定されている。すなわち、領海外では沿岸国の主権が及ばないため、旗国は、UNCLOS に基づき犯罪として自国を旗国とする船舶又は自国の管轄権に服する者を処罰することを求められているということである。

では、「自国を旗国とする船舶又は自国の管轄権に服する者」以外が領海外でケーブルを切断した場合、あるいは切断しようとする場合、旗国以外

¹ “デンマーク警備艇、中国貨物船近くに停泊 数日前に海底ケーブル損傷”
NewsweekJapan, 21.11.2024

<https://www.newsweekjapan.jp/headlines/world/2024/11/525463.php>

² “バルト海で相次ぐケーブル破損、中国船が関与かーデンマーク軍が監視”
BloomBerg, 21.11.2024

<https://www.bloomberglaw.com/news/articles/2024-11-20/SN94LGT1UM0W00>

³ “スウェーデン、中国に正式な協力要請ー海底ケーブル破損問題で”
BloomBerg, 28.11.2024

の国はどのような根拠に基づいて対処が可能であろうか。

第1に、1884年の海底電信線保護万国連合条約10条⁴に基づき対処する考え方がある。被害を受けた締約国は加害船舶に対して臨検を実施し、加害船舶の旗国内での裁判に必要な証拠書類等の作成が可能である。ただし、この条約は締約国間でしか主張することができない。

なお、中国は当該条約の締約国ではない。当該条約上の義務のない中国政府に対して、スウェーデン政府は外交交渉により捜査と処罰あるいは損害賠償を求めることになるのではないかと考えられる。

当該条約に基づき対処した事例としては、1959年に海底ケーブルに損害を与えた疑いがあるソ連トロール漁船 Novorossisk に対して、米艦艇 Roy O. Hale が公海上で臨検した事例がある⁵。

第2に、海賊行為として対処する考え方がある。ケーブルを損壊する行為を海賊行為（UNCLOS101条⁶）と判断して普遍的管轄権を行使して対処する。UNCLOS101条は、海賊行為の定義に「財産に対する暴力行為」を包含しているため、ケーブルを切断する不明船舶に対し適用できる可能性がある。

第3に、自衛権に基づいて対処する考え方がある。ケーブルを切断しようとしている船舶に対し、ケーブルを防護するための必要な措置、すなわち現場における限定的な自衛の措置として対処する。これは国家間の継続する武力紛争へと発展する可能性のある自衛権の行使ではなく、その場限りでの自衛措置である。

国際法上は、以上のような根拠が考えられる。我が国においても海底ケ

⁴ 1884年の海底電信線保護万国連合条約10条「此条約を犯す罪は都て之を裁判すへき裁判所所在国の法律に於て許す所の証拠法を以て之を証明することを得軍艦の司令官又は条約国の内一国より特に犯罪審査の爲めに派遣したる船舶の司令官に於て軍艦に非ざる船舶此条約を犯す罪を行ひたると思量するときは其船長或は船頭に該船所属の国名を証明すへき公書を見んと要求することを得其司令官は此公書を閲覽したる旨を直ちに其示されたる書中に附記すへし且該官は犯罪船の何国に属するを問はず調書を作ることを得此調書は該官の所属国に於て使用する語を以て其国に行はる、定式に従ふて之を記すへし又此調書は之よ引用すへき国に於て其法律に従ひ証拠とすることを得被告人及証人は各自の国語を以て要用と思惟する説明を調書に加記し或は之を加記せしむるの権あり此加記には法に依て手署すへきものとす」

⁵ Annotated Supplement to NWP1-14M 2024 Vol.102 p.2-119(siting Press Release, U.S. Department of State, U.S. and U.S.S.R. Exchange Notes on Damage to Submarine Cables (Mar.23,1959), reprinted in 40 DEPARTMENT OF STATE BULLETIN,no.1034, 555 (1959).)

⁶ 第101条 海賊行為とは、次の行為をいう。

(a) 私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、抑留又は略奪行為であつて次のものに対して行われるもの

(ii) いずれの国の管轄権にも服さない場所にある船舶、航空機、人又は財産

ーブルをどのような根拠に基づき防護するかという問題について真剣に検討する必要がある。

幹部学校作戦法規研究室 3等海佐 福西 良平

(本コラムに示された見解は、幹部学校における研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省、海上自衛隊の見解を示すものではありません。)